

佐久市「いじめ防止等のための基本的な方針」(改定)

令和元年7月16日

I いじめ防止等対策の基本的方向

《いじめ防止等の対策の目指す方向》

- (1) 学校では、教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他共に尊重しながら人間関係を築くことができるようにし、安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、未然防止に努める。
- (2) 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるようにする。
- (3) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが重大事態に発展する前に早期発見・早期対応ができるようにする。
- (4) いじめが起きた時は、いじめを受けた児童生徒の心身の安全を第一に考え、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続するようにする。

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃等を受けたことにより、肉体的・精神的な苦痛を感じているものをいう。」(インターネットを通じて行われるものを含む)

そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒が被害を感じているかどうかで判断すること。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より一部抜粋)

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その身体や生命に重大な危険を生じさせる恐れがある。

佐久市では、児童生徒や職員のいじめに対する認識を深め、教師、児童生徒又は家族等の他者から見えていじめとを感じる場合も「いじめ」とみなし、いじめを放置することがないようにするとともに、日常的に児童生徒の動きや変化を敏感に把握して、いじめを生まない学校づくりに努め、以下のような対策を講じていく。

<市として>

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき必要な施策を総合的に策定し実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見と、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実を図る。
- (3) 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に必要な措置を講じる。

いじめが起きた場合には、必要に応じて校内の別室における学習や出席停止措置の活用、児童生徒の就学校の変更や学級編制替えの検討等、いじめを受けた児童生徒の支援のための弾力的な対応も検討する。

- (4) 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けた啓発を行う。

<学校として>

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうることを認識し、いじめの未然防

止に努める。また、いじめが発生した場合は保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら早期の解決に努める。

- (3) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童生徒を守り抜くことを表明し、学校長のリーダーシップのもと、組織的に取り組む。
- (4) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (5) いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけあいであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象としていく。

<保護者として>

- (1) 保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有する事を認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもが思いやりの心や、規範意識、正義感などを育めるよう努める。
- (2) どの子も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、普段からいじめについて家庭で話題にし、いじめを許さない心情が育つようにする。また、いじめなどへの悩みがある場合は、周囲の大人に相談することの大切さも伝えていく。
- (3) 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。また保護者自身もインターネットの適正利用に関する知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。
- (4) 困ったことがあったら気軽に学校に相談するなど、普段から学校とコミュニケーションをとるようにし、いじめを発見した時、またはいじめのおそれがあると思われる時は、速やかに学校、関係機関等に相談または通報するようにする。

<児童生徒として>

- (1) 自分自身を大切にするとともに、他者に対しては良いところも弱いと思うところも受け入れるなど思いやりの心をもつ。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、それが困難な場合でも最低限周囲の大人や友人、各種相談機関に相談したりする。
- (3) いじめを受けた時は、一人で悩みを抱えず、事実を書きとめておき、早めに「助けて」のサインを出す勇気を持つ。特に金品の恐喝や暴力を受けたら、保護者や学校、警察に訴えるようにする。

<地域住民として>

- (1) 佐久市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 地域行事等で児童生徒が主体的に参加できるようにし、よい人間関係が築けるよう配慮する。
- (4) 児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識して相互に連携し、いじめ防止に努める。

Ⅱ 佐久市としての取組

1 いじめ防止等の取組

(1) 学校におけるいじめ未然防止等の取組の支援

- ・「コスモス相談」等の相談体制の整備及び周知
- ・SMA(スクール・メンタル・アドバイザー)の学校訪問と支援会議への参加、情報交換
- ・「Q-U」または「学校環境適応感尺度(アセス)」を用いた児童生徒理解への支援
- ・「佐久市いじめ不登校等担当者会」によるいじめ防止に関する情報共有と啓発
- ・インターネット上でのいじめ防止及び県・県教育委員会や「Saku Kids メディア Safety」などの他団体と連携したメディア教育の推進

(2) いじめの早期発見のための情報提供と協力体制の整備

- ・チャレンジ教室における、ふれあい登校支援活動と相談の連携
- ・担当者の連絡会議、情報交換

(3) いじめへの対処の連携

- ・月例報告の活用
- ・支援会議への参加
- ・地域ぐるみで対応する仕組みづくり
信州型コミュニティースクール等により、保護者・地域と共にいじめ問題を含む課題を共有し、解決を図る。

(4) 中学生向け自殺予防啓発事業…佐久市自殺対策総合計画の一環として

※2024年までの期限つき実施事業

- ・自殺予防啓発ミニ講話 SOSの出し方を学ぶ
- ・保護者向けちらし配布
- ・職員対象「ゲートキーパー研修」…中学校教職員向け

いじめ・不登校等担当者会(小中学校 各校1名)

2 重大事態への対応 【別表3 参照】

(1) 重大事態発生時の報告・協議

① 迅速な報告・協議

- ・学校からの報告を受けて、教育委員会は市長に報告する。

(2) 重大事態の調査

① 調査主体の判断

- ・学校主体の調査でよいか、市が主体の調査にするかを判断する。

② 調査組織

- ・校内における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家等を加える。
- ・当該いじめ事案と特別の利害関係を有しない者の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保する。
- ・市主体で再調査が必要なときは、【佐久市いじめ問題調査委員会】(仮称)を組織する。

③ 調査実施上の留意点

- ・公平性、中立性、客観性の確保、及びプライバシーへの配慮をする。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

② 調査結果の報告

(4) 調査結果を踏まえた措置

- ① 同種の事態防止の必要がある場合の再調査
- ② 「必要な措置」例…教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置等

Ⅲ 学校の取組（参考例）

1 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを生まない学校、学級づくり

いじめを生まない学校にしていくためには、生徒たちの友人関係の基盤となる学級経営を大切に考えていく必要がある。

① 授業の改善

- ・「学習の約束」「教師の授業に臨む姿勢」の徹底
- ・1時間の授業の充実…「ねらい」・「めりはり」・「みとどけ」の3観点重視の授業づくり
- ・全職員が「わかる授業づくり」に努め、具体的な授業を通して、教科指導、学習規律、生徒指導等の観点から意見交換を行い、改善を図る。

② 道徳教育、体験活動の充実

- ・教育活動全体を通じて、他者と共によく生きるための基盤となる道徳性を養っていく。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験など、様々な体験活動を推進する。

③ 人権同和教育・福祉教育の充実

〈春の人権同和教育週間（5月）〉

- ・いじめや差別についての事前アンケート調査
- ・人権同和教育授業（4時間程度）
- ・校長講話

〈秋の人権同和教育旬間（10月～11月）〉

- ・校長講話
- ・各学年、取組目的や内容の明確化（中学校の実施例）
 - 1年：ジェンダーフリー、バリアフリーについて
 - 2年：ヘイトスピーチについて
 - 3年：外部講師を招き、将来の生き方や進路について考える。
- ・人権同和教育授業参観、学級懇談会
- ・人権作文や標語等を市教委主催の人権啓発作品公募へ応募

④ 職員の研修

ア 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が児童生徒を傷つけたり、児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、日々の指導のあり方に十分な注意を払う。特に以下に挙げる児童生徒については、日常的に本人の特性や環境を踏まえた支援ができるよう、各学校の状況に応じた研修を実施する。

- ・発達障がいを含む障がいや、特性のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つ児童生徒など、外国につながる児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒、または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ・その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

イ インターネット犯罪への対応研修

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への理解

と指導のあり方等について
ウ 「傾聴」「共感」「受容」など、カウンセリングマインドを生かした教育相談を進めるための研修

- ⑤ 仲間と一緒に生活する力の育成
- ・小グループ、ペア学習の工夫と実践
 - ・心理教育の導入と実践…構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、対人関係ゲーム等
 - ・日々の生活や各種行事における集団活動の工夫と充実

2 いじめの早期発見のための取組 【別表1 参照】

- (1) 日常活動を通じた早期発見
- ①日常的に児童生徒の表情を観察し、必要に応じて声がけをしたりすることができるよう、子どもと向き合う時間を確保。
 - ②日記や生活記録をもとに対話をするなど、児童生徒の気持ちの変化の把握。
 - ③学年会や教科会での情報交換。
 - ④相談窓口の明示や、相談箱の設置など、児童生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。
- (2) いじめの早期発見アンケートチェックの実施
- ①アンケートによる児童生徒の学校内外の生活や、心の変化の把握。面談実施。
 - ②児童生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
例)「SOS郵便」「学校生活アンケート」「5分間ショート面接」等の活用
- (3) 相談体制の充実
- ①児童生徒、保護者が気軽に相談できる相談窓口の工夫と、校外相談窓口の周知。
 - ②スクールカウンセラー (SC)、SMA、スクールソーシャルワーカー (SSW) らとの積極的な連携。
- (4) 「SOSの出し方に関する教育の推進」
- ・自殺予防対策と連動し、中学校で特別授業を実施する。
- (5) 小中高連絡会等での連携や切れ目のない支援の充実。

3 いじめへの対応

(1) いじめへの対応のポイント 【別表2 参照】

☆いじめを受けた児童生徒には☆

いじめを受けた児童生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。(傾聴の姿勢)
- 安心→具体的な支援内容を示す。(教師は絶対的な味方)
- 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復→人間関係の確立を目指す。(交友関係の醸成)
- 成長→自己理解を深め、成長を促す。(自立の支援)

※「いじめ解消」の定義

- ①少なくとも3ヶ月を目安として、いじめが止んでいること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

☆いじめを行った児童生徒には☆

その場の指導に終わることなく、いじめがなくなるまで、注意深く継続して指導していく必要がある。

確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。

(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)

傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。(受容的態度)

内省→いじめを受けた児童生徒のつらさに気づかせる。自分の良さや弱さに向き合う時間もつくるようにする。

(いじめは絶対にいけないことの指導)

処遇→課題解決のための援助を行う。(いじめのエネルギーの善用を図る)

回復→役割体験等を通じて所属感を高める。(成長への信頼)

☆いじめを受けた児童生徒の保護者には☆

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが生じないよう連携を図る。

いじめの事実を正確に伝える。

学校はいじめを受けた児童生徒を守りぬくという姿勢を示す。

信頼関係を構築する。→傾聴の姿勢を大切にし、保護者の「いたみ」を自分の「いたみ」として対応する。

具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼

☆いじめを行った児童生徒の保護者には☆

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

事実をきちんと伝える。

保護者の心情を理解する。(怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など)

子どもの立ち直りを目指し、具体的な助言を与え、協力を依頼する。

☆学級には☆

教師は、学級において「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を示す。

具体的事実に基づいて話し合う。(当事者の了解・配慮)

被害児童生徒の心情に寄り添うと共に、加害児童生徒も学級集団に取り込むようにする。

いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、思いやりを基盤とする学級づくりをめざす。

意図的・継続的に学級に働きかけ、指導していく。

連帯感の育成、人間関係づくりを重視する。(自己存在感)

☆関係機関との連携☆

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会など関係機関の指導を受ける。

学校・家庭・関係機関(相談機関・警察等)との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置 【別表1, 2 参照】

5 いじめに対する措置 【別表2 参照】

- (1) 教職員や保護者などは、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報やその他の適切な措置をとる。
- (2) 学校は、通報を受けたときや在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を佐久市教育委員会に報告する。
- (3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 必要に応じ、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- (5) いじめの事案に係る情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための連絡を取り合い、会合を持つ。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、直ちに市・県教育委員会に報告し、市教委・所轄の警察署と連携して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、市・県教委教育委員会・所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (7) 児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、校長は適切に懲戒を加える。

6 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のような対応をする。

- (1) 重大な事態が発生した旨を佐久市教育委員会・長野県教育委員会に速やかに報告する。
※重大事態の例…①児童生徒が自殺を企図した場合 ②身体への重大な傷害を負った場合
③金品等に重大な被害を被った場合 ④精神性の疾患を発症した場合
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【別表2 参照】
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に基づき、適切に対応する事が必要である。

7 その他

- (1) 教員が児童生徒と向き合う時間の確保
・過重な負担がかからないように校務分掌の適正化と組織的体制の整備をする。
- (2) 学校評価への位置づけ
・各学校の「いじめ防止等のための基本方針」を、各学校のホームページに掲載するなどして周知、説明をしていく。また、各学校の実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、必要に応じて見直しを図っていく。（PDCAサイクルの実行）
・各学校の「いじめ防止等のための基本方針」において、いじめ防止等のための取組に係る

達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。その際、いじめの有無や認知件数の多寡のみを評価することなく、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して改善に取り組む。

<参考> 「いじめ防止対策推進法」第2条の定義

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。